

茨城県報 第7266号

昭和59年7月30日

月曜日

目次

告示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課)	2
●保険医等の登録(保険課)	3
●新規土地改良事業の認可(2件)(農地管理課)	3
●土地改良事業の認可(〃)	4
●土地改良法に基づく換地計画の審査(〃)	4
●道路の区域変更(2件)(道路維持課)	4
●道路の供用開始(3件)(〃)	5

公告

●軽油引取税に係る免税証の無効(県税事務所)	6
●公共測量の実施(用地課)	7
●土地立入測量(2件)(〃)	7
●建築許可に関する聴聞(建築指導課)	7
●一時保護児童の所持物の保管(児童相談所)	8
(鹿島臨海工業地帯開発組合)	
●鹿島臨海工業地帯開発組合の解散	9

告示

茨城県告示第1002号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき勝田市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨同市長から届出があつた。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹内藤男

大字市毛字下坪433の2, 433の14

〃 字本郷坪628の2

上記を大字市毛上坪に変更

茨城県告示第1003号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
0221291	59.7.1	中里診療所	立花留治	日立市下深萩町2078	59.7.1	全国
0520403	59.4.5	佐久間医院	佐久間 晃	石岡市府中2-1-30	59.4.5	"
0520411	59.6.1	川並医院	川並 輝	" " 2-6-15	59.6.1	"
0620583	"	堀井内科医院	堀井 徳 衛	下館市二木成843-1	"	"
0720441	59.7.1	結城皮膚科	大沢 清	結城市結城13649長瀬ビル	59.7.1	"
0230926	"	歯科諏訪診療所	小笠原 保	日立市諏訪町3-3-25	"	"
1130208	"	森下歯科医院	長塚 明 久	水海道市森下町4408-1	"	"
1330360	"	安田歯科医院	安田 宏	勝田市中根3179-29	"	"
3330327	"	那珂歯科 クリニック	大内田 輝 寿	那珂郡那珂町菅谷4489-3	"	"
3730302	"	千ヶ崎歯科医院	千ヶ崎 俊 行	行方郡北浦村大字小幡水無612-1	"	"
4030488	"	谷井田歯科医院	染井 啓 次	筑波郡伊奈村谷井田字内郷1695-3	"	"
4330458	59.6.1	中村歯科医院	中村 武 彦	猿島郡境町若林2276	59.6.1	"
4330466	59.7.1	リバーサイド デンタル クリニック	加藤 尚 男	" " 大字 上小橋564-2	59.7.1	"
4430290	"	山崎歯科医院	山崎 孝 明	北相馬郡藤代町新川字鹿島下16-1	"	"
1340227	"	(有)大成堂薬局	海野 透	勝田市中根笹野3190-2	"	"

茨城県告示第1004号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	記号番号	登録年月日	診 療 科	診療に従事する場所
池 浩一郎	茨医5389	59. 7. 5	小	日立市城南町 (株)日立製作所 日立総合病院
伊 藤 彰 紀	" 5390	"	耳, 咽	水戸市東原町 国立水戸病院
仲 田 充 雄	" 5391	"	"	" "
北 原 伸 郎	" 5392	59. 7. 9	"	日立市城南町 (株)日立製作所 日立総合病院
海 塩 秀 男	茨歯1580	59. 1. 5	歯	水戸市宮町 総合病院 水戸協同病院
宇佐美 至	茨薬 983	59. 7. 5	調 剤	水戸市東原町 国立水戸病院
中 川 幹 也	" 984	"	"	" "
桜 井 俊 之	" 985	59. 7. 9	"	稲敷郡阿見町 霞ヶ浦薬剤センター

茨城県告示第1005号

昭和59年4月18日付けで北茨城市長柴田章から認可申請のあつた足洗地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年7月21日認可した。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1006号

昭和59年4月18日付けで北茨城市長柴田章から認可申請のあつた下桜井地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年7月21日認可した。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1007号

昭和58年12月14日付けで久慈郡大子町大字頃藤1103番地梶井一男ほか14名から認可申請のあつた滝倉地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和59年7月21日認可した。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1008号

昭和59年6月4日付けで認可申請のあつた川尻地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年8月6日から昭和59年8月27日まで

3 縦覧の場所 八千代町役場

茨城県告示第1009号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和59年7月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 月岡真壁線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字小幡字川原前 1087番1地先から	旧	メートル 最大 12.00	メートル 101.00	
		最小 6.60		
新治郡八郷町大字小幡字香取下 1078番4地先まで	新	最大 12.00	101.00	迂回路設置による区 域変更
		最小 6.60		
		最大 20.00	114.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年7月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年 7 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字小幡字早人田 914—3番地先から	旧	メートル 最大 32.50 最小 7.20	メートル 1,640.00	
行方郡北浦村大字小幡字六十塚 1416—565番まで	新	最大 32.50 最小 12.30	1,640.00	道路改良工事による 区域変更

茨城県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年7月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年 7 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道山田玉造線
- 2 供用開始の区間
行方郡北浦村大字小幡字早人田914—3番地先から
行方郡北浦村大字小幡字六十塚1416—565番まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年 7 月 30 日

茨城県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年7月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年 7 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道293号
- 2 供用開始の区間
那珂郡美和村大字鷺子字柏木211番1地先から
那珂郡美和村大字鷺子字山王1299番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年8月1日

茨城県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年7月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道293号
- 2 供用開始の区間
那珂郡緒川村大字上小瀬字寺下2182番1から
那珂郡緒川村大字上小瀬字四方木平3558番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年8月1日

公 告

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、昭和59年7月5日以降無効とする。

昭和59年7月30日

茨城県高萩県税事務所長 札 広 文

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の住所及び氏名	備 考
漁 業	100 ℓ 券	J 009070	5	昭59. 2. 6 } 昭59. 7. 31	北茨城市大津町北町154 関彰商事(株) 大津営業所	使 用 者 号 番 号 58-87
		J 009072				
		J 009075				
"	200	J 058622	8	"	"	"
		J 058625				
		J 058627				
		J 058630				
"	500	A 001713	8	"	"	"
		A 001720				

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 取手市
- 2 作 業 種 類 公共測量（道路台帳整備のための1/500平面図作成）
- 3 作 業 期 間 昭和59年7月5日から昭和61年1月10日まで
- 4 作 業 地 域 取手市全域

●土地立入測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起 業 者 の 名 称 茨城県
- 2 事 業 の 種 類 県道立崎羽根野線道路改良工事
- 3 立 ち 入 ろ う と す る 土 地 の 区 域
竜ヶ崎市北方町字西台地内
" 羽黒町字道祖神下，字道祖神付，字大日付及び字神明付地内
- 4 立 ち 入 ろ う と す る 期 間
昭和59年8月1日から昭和59年12月31日まで

- 1 起 業 者 の 名 称 茨城県
- 2 事 業 の 種 類 県道藤代板戸井岩井線道路改良工事
- 3 立 ち 入 ろ う と す る 土 地 の 区 域
北相馬郡守谷町大字乙子字原畑，字上ノ台，字前坪，字寺坪及び字石神地内
" " 大字高野字向田地内
- 4 立 ち 入 ろ う と す る 期 間
昭和59年8月1日から昭和59年12月31日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和59年7月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和59年8月2日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 行方郡潮来町日の出8—28—1
- 3 聴 聞 事 項 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
流域下水道終末処理場の増築について
- 4 申請者住所氏名 水戸市三の丸1—5—38
茨城県知事 竹 内 藤 男
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート及び鉄骨造平家及び2階建 増築
申請延面積1,644.04㎡ 既存1,459.58㎡
- 6 敷 地 面 積 21,214.68㎡
- 7 原 動 機 既設500KW
- 8 建築物の位置 行方郡潮来町日の出8—28—1

~~~~~

●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中、下記の物件を保管したから、返還請求権を有する者は申し出て下さい。

昭和59年7月30日

茨城県中央児童相談所長 多 田 貢

- 1 申 出 の 期 間 昭和59年7月30日から昭和60年1月29日まで
- 2 申 出 の 場 所 茨城県中央児童相談所  
水戸市三の丸1—3—17  
電話 水戸局 21—4992

3 保 管 物

| 物 件 名 | 種 類 ・ 型 状                        | 数 量 | 経 過                                                         |
|-------|----------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------|
| 中古自転車 | サイクリング車<br>エンジ色 18段ギア            | 1 台 | 昭和59年6月29日 勝田署通告<br>5月4日午後4時頃、勝田駅西口自転車<br>置場にて窃取したもの        |
| 中古自転車 | ブリヂストン製黒色<br>カゴ付<br>車体番号 9A22734 | 1 台 | 同日同署通告<br>5月末頃の午後7時頃、勝田市東大島2<br>丁目16番県営東石川アパート自転車置場<br>にて窃取 |
| 中古自転車 | コリーン製<br>車体番号SL<br>—00884        | 1 台 | 同日同署通告<br>4月14日頃の午後4時頃、那珂郡東海村石                              |



白色（紫スプレー塗  
装）

神外宿1583番地付近道路わきにて窃取した  
もの

（鹿島臨海工業地帯開発組合）

●鹿島臨海工業地帯開発組合の解散

鹿島臨海工業地帯開発組合は、昭和59年7月31日をもって解散する。

なお、同組合の解散後における事務は、昭和59年8月1日以降茨城県が承継して行い、これに伴う同組合に係る一切の権利の行使及び義務の履行は、茨城県が行う。

昭和59年7月30日

鹿島臨海工業地帯開発組合  
管理者 竹 内 藤 男

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所